

## 立教日本語教育実践学会 会則

### 総 則

第 1 条 本会を立教日本語教育実践学会と称する。学会英語名は Rikkyo Society for Japanese Language Education Practices(略称 R-JLEP)と称する。

第 2 条 本会は、日本語教育の発展に寄与し、会員相互の情報交換、研究協力を促進することを目的とする。

### 事 業

第 3 条 本会は第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1.学会大会の開催
- 2.研究会・講演会等の開催
- 3.機関誌の発行
- 4.内外の諸団体との連絡と情報の交換
- 5.その他本会の目的に資する事業

### 会 員

第 4 条 本会は、正会員の他、学生・院生会員、および名誉会員を置く。

- 1.正会員は、第 2 条の目的に賛同し、入会を認められた個人とする。
- 2.学生・院生会員は、大学生、大学院生及び研究生とする。
- 3.名誉会員は、本会の発展に顕著に貢献した個人とする。

第 5 条 会員として会費の納入を怠った者および会の名誉を毀損した者は、総会において会員としての資格を停止または、除名されることがある。

### 役 員

第 6 条 本会には、会長を 1 名、幹事を若干名おく。

会長は本会を代表する。

幹事は、編集、庶務または会計にかかる業務を分担する。

第 7 条 役員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。

### 会 計

第 8 条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって支弁する。

第 9 条 会員の会費は次のように定める。

- 1.正会員（年額） 3,000 円
- 2.学生・院生会員（年額） 2,000 円
- 3.名誉会員 無料

第 10 条 本会の会計年度は、毎年 4 月に始まり翌年 3 月に終わる。

### 事 務 局

第 11 条 本会の事務局は、当分の間、立教大学異文化コミュニケーション学部内に置く。

### 付 則

- 1.本会の会則は、総会において出席正会員の 2/3 以上の賛成により変更することができる。
- 2.本会則は、2013 年 8 月 30 日より施行する。